

65歳以上の皆さまへ

令和7年度

御代田町

高齢者支え合いポイント制度

登録者募集

～ボランティア活動を通じて地域との繋がりを持ちませんか～



■高齢者支え合いポイント制度とは…

65歳以上の方が介護保険施設や地域でのボランティア活動（町が認めた活動）に参加していただくと、その実績に応じてポイントが付与されます。ポイントを交換し、年間上限**5,000円の交付金**を受け取ることができます。

交付金は、ご自分へのごほうびや活動費用の補てん、介護事業所への寄付などにご活用いただけます

■申し込み・登録手順

1 登録

3/6(木) 受付開始

対象 65歳以上で、町が認めるボランティア活動に参加できる方

申し込み 保健福祉課地域包括支援係（役場1階8番窓口）にてお申し込みください。登録完了後、その場で「支え合いポイント手帳」を交付します。

*すでに支え合いポイント手帳をお持ちで、来年度の更新を希望される方も上記のお手続きをお願いします。

2 活動

4/1(火)～ポイント付与

ポイントの対象活動は以下の町が認めた活動のみとします。

○町内介護保険施設、有料老人ホームなどにおける、話し相手や洗濯物の整理、掃除、外出付き添いなどのボランティア活動（活動内容は各施設により異なります）

○高齢者を対象とした地域活動

○町が実施する各種研修・養成講座（介護に関するもの）への参加

*活動内容の詳細はお問い合わせください。

3 ポイントをもらう

2に示した活動について、活動先で手帳にスタンプを押してもらいます。ポイントの概要は以下のとおりです。

・1ポイント＝100円換算

・おおむね1時間で1ポイント付与

・1日の上限は2ポイント

・年間の上限は50ポイント（5,000円換算）

4 ポイントを交換する

町に「ポイント交換申請書」を提出し、3でためたポイントを交換します。交付金は口座振込とさせていただきます。

《ボランティア保険について》

登録された方は全員「ボランティア保険」に加入します（保険料は町で負担）。ケガや事故などの場合に所定の補償がありますので、安心して活動していただけます。



問い合わせ先 保健福祉課地域包括支援係（31）2510

都市計画道路および用途地域の変更について

町では、令和7年4月1日から都市計画道路および用途地域を変更します。変更に伴い建築等の際に申請や制限の変更が生じる場合があります。主な内容につきましては、次のとおりです。

御代田都市計画道路および用途地域（変更前）

新たな都市計画道路の計画路線内での建築、売買等の申請（届出）

○都市計画法第53条第1項の規定による許可申請
新たな都市計画道路の計画路線内で建築等を行う場合は、都市計画法に基づく申請が必要となります。

○土地有償譲渡届出書の提出
新たな都市計画道路の計画路線内の土地を売買する際は、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定に基づき土地有償譲渡届出書の提出が必要になります。

制限等の変更

○用途地域の変更に伴う建築等の制限の変更
用途地域が第一種低層住居専用地域に変更になった地域については、建築等の際に外壁後退1.5メートル、高さ制限10メートルなど新たな制限が追加されます。なお、既存の建築物等につきましては、建替え等が生じた際に新たな制限が適用されます。

*令和6年度中につきましては、現行の都市計画道路および用途地域に併せて届出、審査を行います。
*申請および制限等についての詳細は建設水道課都市計画係までお問い合わせください。

御代田都市計画道路および用途地域（変更後）

都市計画道路の変更

① 3・2・1 大林中央幹線 : 一部廃止

② 3・4・11 御代田佐久線 : 一部廃止

③ 3・4・12 小田井向原線 : 一部廃止

④ 3・4・13 東原西軽井沢線 : 位置変更

⑤ 3・5・27 平和台線 : 一部線形変更

⑥ 3・5・28 西軽井沢環状線 : 名称変更（西軽井沢向原線）および路線位置変更

主な用途地域の変更

①区域：用途地域の変更
第一種住居地域 → 第一種低層住居専用地域

②区域：用途地域の変更
第一種低層住居専用地域 → 第一種住居地域

③区域：用途地域の変更
第一種住居地域 → 第一種低層住居専用地域
第一種住居地域 → 第一種中高層住居専用地域

凡 例

第一種低層住居専用地域	市町村界
第一種中高層住居専用地域	都市計画区域界
第一種住居地域	都市計画道路
第二種住居地域	公園
準住居地域	その他の都市施設
近隣商業地域	風致地区（1種）
準工業地域	風致地区（2種）
	地区計画区域

凡 例

既存の路線	変更後の路線
-------	--------